

第2章 ベンガル湾海洋境界仲裁（バングラディシュ＝インド、2014年）判決

許 淑娟

はじめに

本研究の課題は、200 カイリ以遠における海峡境界画定の判例研究の析出および考察である。具体的にはベンガル湾をめぐるバングラディシュ・インド仲裁裁定を、同じくベンガル湾をめぐる判決であったバングラディシュ・ミャンマー事件判決との比較において、分析する¹。

1. 事実

2009年10月、国連海洋法条約（UNCLOS）付属書VIIに基づく申立がバングラディシュよりインドに対して通知されることにより、本件手続きが開始された。インドも管轄権・受理可能性について争うことなく、Wolfrum（裁判長）、Cot、Mensa（バングラディシュ任命）、Rao（インド任命）、Shearerの5名の裁判官によって法廷が構成された。さらに、当事国の合意に基づき、Grayが水路学専門家（hydrographic expert）として任命された。なお書面手続きと口頭弁論の間の2013年10月22日から26日において、仲裁法廷および当事国の代理人たちは現地調査を行った。その後、口頭弁論を経て、2014年7月7日に判決が下された。

判決では、ベンガル湾における領海・EEZ・大陸棚（200海里以内・以遠とも）の両国の境界画定を行った。EEZおよび大陸棚においては黒海海洋境界画定判決で明示された3段階方式を用い、ベンガル湾の形状にかんがみて、等距離中間線からの調整が施された。また、陸の国境線の終点＝海洋境界線の始点も全会一致で決定した。

ベンガル湾の海洋境界画定交渉は、1970年代にさかのぼる。ミャンマーとインドは等距離原則に基づく境界画定を望み、バングラディシュは海岸の凹型の形状にかんがみ、等距離原則に基づく境界画定は衡平でなく、Cut-off効果があることを主張していた。交渉による合意が得られないことから、2009年10月にバングラディシュはインドに対してUNCLOSのものの仲裁手続きを開始したものが本件であるが、同日、ミャンマーに対しても仲裁を申し立てている。しかしミャンマーとの紛争は同年12月にITLOSに移管された。ITLOSは2012年に判決を下したが、インドは、ITLOSへの提訴に合意せず、仲裁廷により判断

が行われた。

2. 判決要旨

（1）仲裁法廷の管轄権

仲裁法廷は、まず、両国とも国連海洋法条約の当事国であり、手続選択に関する宣言をしていないことから、仲裁を受け入れることになること、また、陸地の終点に関する管轄権について両当事国は合意していることを確認した。また、紛争がバングラディシュによって適切に提訴されたかについても、長くに涉った交渉において成果が見られなかったことから、283条において求められる要件に応じているという認定した²。

次に、200カイリ以遠の大陸棚境界画定に関する管轄権であるが、両国とも仲裁法廷の管轄権には合意している。仲裁法廷は、200カイリ以遠に対する境界画定に関して判例は限定的な立場をとっていること、および、大陸棚限界委員会との関連において外縁が決定されていないことを確認しながらも、バングラディシュ・ミャンマー判決を想起し、大陸棚限界委員会は外縁確定（*delineation*）を行い、国際裁判所あるいは法廷は境界画定（*delimitation*）を行うという相互補完的な関係にあるとして、本法廷が200カイリ以遠の大陸棚の側面における境界画定に関する管轄権行使を差し控える根拠が見当たらないとした。法廷は、76条が単一の大陸棚という概念を体現していることを強調し、200カイリ以内と以遠の大陸棚において区別は設けられないとする。大陸棚限界委員会はその審査を本判決が出るまで待つとしており、本法廷が管轄権を行使しない場合、実質的に当事国は大陸棚に対する権利を享有することができない結果をもたらすとも指摘した³。

（2）国境線の終点

海洋境界の始点である陸地の国境線の終点について、当事国は大きく対立した。1947年 Radcliffe 裁定（インドとパキスタン間の境界画定）では、Khulna 区域と 24 Parganas 区域の境界線を国境線と定めた。区域の境界線は、ベンガル提督の 964 号通知にて、「the midstream of the main channel for the time being of the rivers Ichhamati and Kalindi, Raimangal and Haribhanga till it meets the Bay」と規定されている。この中流（*mainstream*）は Radcliffe 裁定に付された付属書 B に説明のための地図（*illustrative map*）に点線にて示されている。

当事国は、*and* の意味や *for the time being* について、解釈を争った。1947年裁定によって国境が確定されたという立場をとるバングラディシュに対して、インドは *demarcation* までその正確な位置は定まっていないという主張を行い、パキスタン政府・インド政府間の 1951 年の書簡交換をその補強証拠として挙げた。また、1957 年の Kennedy 司令官によ

る国連への報告書も証拠として挙げられたが、それらの意義について、両国は争っている。地図については、インドは Radcliffe 裁定に付された地図の意義を強調し、それに対して、バングラディッシュは、1931年の英国海軍による海図 859 に依拠した。バングラディッシュは Radcliffe の地図は説明のための概念図にすぎず、1931年海図がその詳細を補ったものであり、その正確性を主張した⁴。

当事国それぞれが主張した中流および湾への流入点に対して、仲裁法廷は、Haribhanga 川の水路の中流が Radcliffe 裁定で示された線と判示した (Ichhamati と Kalindi は Raimangal に流入し、Raimangal の一部は Haribhanga に流れ込むため)。Bagge 裁定によっても、境界線決定 (demarcation) は可能であり、1947年当時の国境線にて確定されたものを解した。1951年の書簡は、国家による実行というには事務的なものにとどまるためカウントできず、Kennedy 報告も詳細なものとは言えないとする。

法廷は、Haribhanga 河口に閉鎖線を引き、1947年 Radcliffe Map に示された点線 (1947年時点の中流) との交点を確定。それを現在の地図に移すという方法を取り、国境線の終点を決定した⁵。

(3) 基点の選定と領海の境界画定

法廷は、領海・EEZ・200カイリ以内と以遠の大陸棚ではそれぞれ異なる考慮がなされることに留意した (たとえば領海は機能的な水域ではないこと)。当事国もそのような判断を法廷に求めていた⁶。

基点に関して、両当事国はそれぞれの沿岸に対して基点を主張した。おおむね島を基点と主張したが、いくつかは低潮高地にも主張された。基点の選定 (とりわけインドが主張した New Moore Island/South Talpatty) をめぐって、バングラディッシュは、気候変動による海面上昇の可能性とそれに伴う海岸線の不安定性を挙げ、低潮高地の選定は不適當と主張した (そもそも低潮時も存在が確認できないとも主張)。これに対して、法廷は、「境界画定時の物理的な現実」(Black Sea) に係わるのであって、将来の海岸線の不確定性を論じる必要はないことを述べ、これは国境線における「安定性と終局性」(Preah Vihear 判決) の重要性にも合致するとした⁷。

両当事国は、領海の境界画定の方法について、UNCLOS 第15条に基づくという点は一致をみたものの、「特別の事情」の解釈をめぐって争いがあった。バングラディッシュは、衡平な結果がもたらされる場合は等距離線を用いるが、そうでなければ、他の方式が用いられるべきと主張した。それに対して、インドは、基点が設定できず等距離線をそもそも確定できない場合以外は、等距離線を使うものと主張した。具体的には、バングラディッシュ

は、海岸の不安定さとベンガル湾のくぼみを理由に、2等分線を主張した。インドは、バングラディシュは、中間線から離れる根拠となりうる「特別な事情」を示していないと主張した⁸。

そこで仲裁法廷は、領海の境界画定は、他の機能的水域に比べて国際法上明確に示されていることを確認し、現在の海岸線の現実に鑑みて判断すること、領海のような狭い幅においては海岸の形状も大きく影響しないことを論じて、バングラディシュの見解を退けた。

両当事国の主張の異なる基点は低潮高地に設定されたものであり、現地調査の際には、波の影響で、基点として主張された低潮高地はいずれも視認できなかった。法廷は、基点は「海岸におけるもっとも適切な点」であり、「顕著な海岸上の点」でなければならない（黒海事件判決）として、それら低潮高地を基点として認定せず、それぞれの国の海岸から一つずつ基点を選択した。その中間点から171度40分32.81秒の角度で伸ばした線を暫定的中間線とした。基点間の中間点が国境線の終点とずれるため、終点と合わせる調整を行い、領海境界線を画定した⁹。

（4）領海以遠の境界画定に関連する海岸と区域

関連する海岸の当事国の主張は以下のとおりである。バングラディシュは海岸線を二つのセクターに分け、すべての海岸線が関連する海岸であると主張した。第一のセクターは、南に面するGanges-Brahmaputra Delta海岸であり、第二セクターはKutubdia島からミャンマーとの陸の国境線に近い岬までの西側に面する海岸である。総距離は418.61キロである。インドは、関連する海岸は、南に面するデルタの海岸と、Sandy Pointまでの西側の海岸を示し、706.38キロであると主張した。インドはDevi Point（等距離線を構成する最後の基点）までが関連する海岸であるとした。

法廷は、海岸線からの投影が重複する部分を創出する海岸線が関連する海岸であるとして、インドの主張を退け、Devi PointからSandy Pointまでも含めた。さらに、Andaman諸島からの投影もバングラディシュからの投影と重なるということから、Andaman諸島の海岸の一部も関連する海岸と認定した。総計して800キロを超える海岸を関連するものとした。両国の海岸の割合は、1対1.92となる¹⁰。

続いて法廷は、200カイリ以遠の大陸棚を含めて、関連する海岸から投影される部分を関連する区域として認定した。その区域は、その東側はバングラディシュとミャンマー間の境界線で区切られ、南側はバングラディシュが大陸棚限界委員会に提出した外縁までとなる。406,833平方キロメートルとなる¹¹。

（5）EEZ および 200 カイリ以内の大陸棚の境界画定 312-

方法論について、法廷は論じた。そもそも、74条・83条によってEEZおよび200カイリ以内の大陸棚の境界画定が規定されていることで当事国は一致しているが、等距離線方式が中心的なものであるか、二等分線方式の適用を必要とする状況があるかについて議論がある。バングラディッシュは、海岸線の凹状、不安定性、水面上昇を論拠として、両国の海岸の二等分線である真南の線を境界線として主張した。インドは、黒海事件で示された三段階の等距離線／関連事情方式に沿って、いくつかの基点から構成される暫定的等距離線を示した。

法廷は、黒海事件で示された境界画定の方法を確認すると同時に、「二等分線方式は等距離方式の適用が不適切なものとなる要素」（ニカラグア・ホンデュラス事件）がない限り、等距離線／関連事情方式が望ましく、本件にはそのような要素が見いだせないとした¹²。

さらに法廷は、領海のための基点に加えて、当事国が主張した基点からさらに5点（バングラディッシュの海岸から3か所、インド側に2か所）を選定し、暫定的な中間線を示した¹³。

関連事情について、バングラディッシュは、海岸の不安定性、海岸の凹状性に加えて、ベンガル湾における漁業への依存度を主張した。

法廷は、「気候変動に由来するものも含めて、海岸の将来の変動は暫定的等距離線の調整において考慮されることはない¹⁴」と述べる一方で、凹状の主張については、Cut Off効果を生じる場合には、衡平な結果を達成するために、調整の対象になることを確認した¹⁵。Cut offについては主張が重複するすべての区域（200カイリ以遠も含む）について効果を考えるべきであることを確認しつつ、バングラディッシュの海岸は明確にくぼんでおり、とりわけ Prof-3 点から南方向で東側に曲がっている部分において Cut Off 効果が顕著であるとした（インド海岸の I-2 とバングラディッシュの海岸が後退していることによって影響されている部分のこと）¹⁶。

関連事情によって、バングラディッシュは、調整の結果、等距離線は、境界線の始点から真南にまっすぐ延ばすべきと主張した（二等分線）。これに対してインドは、等距離線を境界線にすべきと反論した¹⁷。

仲裁法廷は、「単一の大陸棚（single continental shelf）」という考え方から、200カイリ以内における調整も200カイリ以遠の境界画定になることから、次章において論じるとした¹⁸。

（6）200 カイリ以遠の大陸棚の境界画定

画定方式についてであるが、当事国は 200 カイリ以遠の大陸棚に関して権原付与

(entitlement) を有していることに合意しており、また、それぞれが大陸棚限界委員会に申請済みである。200 カイリ以遠の大陸棚の境界画定も 83 条に基づいて行われることにも同意している。バングラディシュは、2012 年バングラディシュ・ミャンマー事件判決をうけて、地理的に「最も自然な延長 (most natural prolongation)」によって 200 カイリ以遠の大陸棚が権原付与されるという主張を撤回し、当事国の権原付与の外縁は 76 条 4 項によって決定されることを、および、どちらの当事国も主張が重複している区域において地質学的・地形学的要素においても優越する権原付与を主張することはないことを受け入れた¹⁹。

当事国の主張する境界線であるが、バングラディシュは、200 カイリ以遠の大陸棚についてはほとんどの部分が Cut Off されてしまうことから、海岸の凹状性が関連事情であることを主張した。また、200 カイリ以内において衡平であっても、200 カイリ以遠でそうであるとは限らないとして、200 カイリを超えた段階で、等距離線を 215 度の角度に曲げること（バングラディシュとミャンマー間の海洋境界線と平行）を主張した。これは、最大限の距離に至る区域へのアクセスが認められてきたという最大射程 (Maximum Reach) 原則に合致するものとした。インドは、200 カイリ以遠に対しても、標準的な等距離／関連事情方式が用いられるべきと主張し、調整する事情は存在しないとした。大陸棚限界委員会に申請しなかった部分に対するインドの主張については、そうした申請が境界画定には影響を与えないし、また、この申請については修正する可能性があることをすでに国連に伝えていることを論じた²⁰。

法廷は、200 カイリ以遠の大陸棚境界画定のために、追加で基点を Devi Point の低潮線に設定し、暫定的な中間線を確定した。200 カイリ以内と同様に、200 カイリ以遠の大陸棚においても、ベンガル湾の凹状性によって暫定等距離線ではバングラディシュの Cut Off 効果が大きいと認め、調整が必要と認定した。ただし、バングラディシュが主張した最大射程原則は否定した²¹。

(7) 暫定等距離線の調整

法廷は、等距離線の調整において、バングラディシュに対する等距離線の過度に否定的な (excessive negative) な帰結を調整する必要があるが、その際には、不合理にインドの権原付与を侵食しないようにしなければならないとした。

法廷が調整した境界線は、Point3 より、177 度 30 分の角度で、バングラディシュとミャンマーの境界線への最短線となり、263 カイリに及ぶ。「係争中のすべての区域に関して、法廷は、インドの権原付与を不合理に制限していない」とした²²。

（8）不均衡性テスト

調整された境界線によって区切られた区域の比率は、1（バングラディシュ）:2.81（インド）となった。海岸線の割合（1:1.92）に比して、「重大な不均衡」は存在しないとされた²³。

（9）グレイエリア

バングラディシュから200カイリ以遠であるが、インドからは200カイリ以内である「グレイエリア」が存在することに触れている。法廷は、本境界画定が、インドとミャンマーのEEZの主張が重なる二つのグレイエリアにおける水柱に対して、インドがミャンマーに対して有する権利になんら影響を及ぼすものではないとした²⁴。

3. 解説

（1）本件の課題と特徴

海洋境界画定の諸判決からみて、本件で留意すべき課題は次の点であった。

第一は、200カイリ以遠の大陸棚境界画定である。この点については、序論でも論じたように、本仲裁廷は200カイリ以遠・以内を問わず、大陸棚の境界画定の判断を行った。これは、同じくベンガル湾のバングラディシュ・ミャンマー事件に引き続き二例目である。後述するが、バングラディシュ・ミャンマー事件判決と同じ論理構造とベンガル湾の地理的な状況に支えられて、本件の境界画定の判断がなされた。

第二は、バングラディシュの海岸線のくぼみの評価問題である。この海岸線の形状が、関連事情として、暫定等距離線にどのような影響をもたらすのかが課題であった。本件の海岸線のくぼみは、北海大陸棚事件のそれのように、きわめて典型的な例であり、暫定等距離線の調整は必須となることについて疑いはなかったが、どのように調整されたかについて、その透明性・予測可能性については問題なしとしない。

第三の点は、気候変動による水面上昇と低潮高地に関する評価である。これは、河口が入り組んでいて海岸線の地形が変わりやすいという従来からもあった論点ではなく、今後の地球温暖化による海水面上昇を見据えた問題提起であったといえる。低潮高地に基点を設定することは認められているが、将来、沈みうる可能性にかんがみした場合、基点として選定することの是非は問われるところである。他方で、境界画定の判断に、予測不可能な未来の海岸の形状を含むのかという重大な問題も惹起する。

以上の三点の課題に直面した本仲裁判断の特徴は、バングラディシュ・ミャンマー事件判決の鏡という点に集約されるだろう。最終的に画定された境界線も対称的ではあるが、

個別の論点における判断において、バングラディシュ・ミャンマー事件判決と同一の判断を行っている。もう一点、本判断の特徴をあげるならば、現地視察を行った仲裁判断であったということである。気候変動による影響が本件の課題として挙げたが、裁判官が実際に現地に行き、海岸の状況、基点、低潮高地について視察を行った稀な例といえる²⁵。

（2）個別論点

本件判断の最大の論点は、200カイリ以遠の大陸棚境界画定について法廷が管轄権を有するかどうかであった。（1）で論じた通り、本仲裁判断は、ほとんどすべての論点において、バングラディシュ・ミャンマー事件判決を繰り返しており、本論点も同様である。すなわち、大陸棚の外縁確定と境界画定の区別を論じ、前者が大陸棚限界委員会の任務であり、後者は仲裁法廷の任務であるとして、境界画定は管轄権の範囲内であるとした。また、大陸棚限界委員会は本件が係争中であることをうけその審議を中断しており、仲裁廷が判断を下さなければ、デッドロックに陥るという根拠も挙げた。バングラディシュ・ミャンマー事件判決においては、200カイリ以遠の大陸棚境界画定について初めて判断を下すということや、当事国の対立もあるなかで、管轄権が認められたのに対して、本件では、バングラディシュ・ミャンマー事件の先例があること、当事国間に争いが無いことから、先例を確認するにとどまったといえよう。しかしながら、一般的に言えば、大陸棚の外縁が確定しない状況で、常に境界画定が可能であるとは言い難い。境界画定を行った後に、大陸棚がそこまで延びていなかったことがのちに判明した場合はどうなるのか。また、本件のように隣り合う海岸ではなく、向かい合う海岸の場合、大陸棚の外縁と境界画定は別個の任務とは言い切れなくなるだろう²⁶。

次に、陸の境界線の終点をきわめてプラクティカルな方法で決定したことも注目に値する²⁷。陸の境界線の終点、すなわち、両国の各種協定における「川の中流」をめぐる解釈の争いについて、仲裁法廷は、解釈論や川の流れの変遷をたどることによって解決することをしなかった。陸の境界線が画定された時点、すなわち、Radcliff 裁定時に付された地図により、その地形による川の中心の座標軸をそのまま現在の地図に移し替えるという方法をとったのである。

第三に、基点の設定であるが、ここで仲裁廷はICJの黒海海洋境界画定事件判決を確認している。すなわち、基点とは画定時の「物理的な現実」を示すもの、「海岸におけるもっとも適切な点」であり、「顕著な海岸上の点」でなければならないという。これは従来の判例を確認しているのみならず、本件においては、将来の海面上昇等は考慮に入れないことを言明したことになる。画定時の状況によって境界画定線は定められ、その線は今後も尊

重されることになる。とはいうものの、本件では、低潮高地をその基点として仲裁廷は選ばなかった。基点の選定について理由は付されていない。早晚低潮時においても水面上に浮かぶことはなくなることを懸念してなのか、あるいは、係争海域全体が非常に浅い海であり低潮高地それ自体が顕著な海岸上の点とは見いだせなかったのか、現地調査を行った際に、それら基点と主張される低潮高地が視認されなかったことは関係するのか等々、今後の判例形成に影響を及ぼしうるような記述は一切行われていない。本件全体にいえることでもあるが、仲裁廷自体が、基点の選定を含め境界画定プロセスにおける客観性・透明性・予測可能性を重視すると繰り返すものの、それぞれのプロセスにおいて先例を引用するにとどまり、具体的な理由付けを示しておらず、客観性・透明性・予測可能性が担保されているのかを検証するのは困難である²⁸。

第四に、暫定等距離線の調整であるが、判決添付のスケッチマップをみればわかるように、バングラディシュ・ミャンマー事件判決で定められた線と二等辺三角形を描くように調整されている。前提として、仲裁廷は一方当事国が主張した二等分線という方式を排除した。等距離線を暫定的に引いた後に、海岸線のくぼみから調整を行ったのであるが、それが、177度30分に沿った測地線へと調整された。これはバングラディシュが主張した二等分線にきわめて近い。この根拠についても判決は触れることなく、二等分線を廃し等距離線方式を取った際の根拠である客観性・透明性・予測可能性の確保からは程遠い結果となっている。なお、調整の際に、最大距離までのアクセスを確保すべきであるという主張（最大射程原則）は退けられた²⁹。

第五に、200カイリ以遠の大陸棚境界画定における原則であるが、「単一の大陸棚（single continental shelf）」であるとして、200カイリ以内と同様であるとした（83条の適用）。これも、バングラディシュ・ミャンマー事件判決をならったものであり、その個所を引用して、根拠としている。しかしながら、バングラディシュ・ミャンマー事件判決においては「本件においては（in the present case）」や「（境界画定を）本件においては行うことができ、行う（can and does in this case）」というように、事例の特殊性を強調し、容易な一般化を招くことのないよう限定が付されていた³⁰。しかしながら、本件判決は、そういった用意周到な但し書きに触れることなく、バングラディシュ・ミャンマー事件判決の関連個所をそのまま引用している。ベンガル湾の堆積の厚さは第三次国連海洋法会議において既に知られていた³¹。ベンガル湾の場合は、単なる「単一の大陸棚」なのではなく、「単一の連続した大陸棚」であり、200カイリ以遠も地理学的に途切れなく大陸棚が広がっていることになる。この場合、200カイリ以遠の境界画定において地理学的な要素を考慮すべきかどうかを論じる必要がない。バングラディシュ・ミャンマー事件判決において「本件において」

と強調された「本件」固有の事情が何であったのか、トリニダードトバゴ・バルバドス仲裁において論じられた「単一の大陸棚」がどういう意味で本件に該当するのかという点について、二番目のベンガル湾境界画定事件であった本件仲裁（バングラディシュ・インド仲裁）でも論じられるべきであった。

第六に、グレイエリアの創出である。本件は、バングラディシュ・ミャンマー事件判決に続いてグレイエリアを作り出した。すなわち、大陸棚と EEZ 水柱の帰属国が異なるエリアである。200 カイリを超えた海域についてバングラディシュは海底にのみ権原を有することになる。その部分の EEZ についてはインドが権原をもつことになるが、バングラディシュ・ミャンマー事件判決で創出されたグレイエリアも重複しており、その部分では、バングラディシュは大陸棚に対してのみ権原を有し、ミャンマーとインドがそれぞれの EEZ に権原をもつということになる。仲裁廷は、当事国間の調整を期待しているが、グレイエリアは EEZ と大陸棚との一体的運用を阻害し、当事国間の摩擦を招く可能性がある。EEZ と大陸棚がそれぞれ別個の独自の制度であることからグレイエリアが生じることになるが、実務的な問題は残されるだろう。

なお、本判断および ITLOS 判決をうけてベンガル湾における石油天然ガス開発の道が開かれることになり、こうした経済的發展において、関係国は本判決を好意的に受け止められていることが報道されている³²。

—注—

- ¹ Dispute concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Bangladesh and Myanmar in the Bay of Bengal (Bangladesh/Myanmar), Judgment of 14 March 2012, available on the website of the ITLOS at <http://www.itlos.org/fileadmin/itlos/documents/cases/case_no_16/1-C16_Judgment_14_02_2012.pdf>; Bay of Bengal Maritime Boundary Arbitration (Bangladesh v. India), Award (July 7, 2014), available at http://www.pca-cpa.org/showpage.asp?pag_id=1376.
- ² Bangladesh/India Award, *ibid.*, at paras. 64-73.
- ³ *Ibid.*, at paras. 74-83.
- ⁴ *Ibid.*, at paras. 84-156.
- ⁵ *Ibid.*, at paras. 157-189.
- ⁶ *Ibid.*, at paras. 190-191.
- ⁷ *Ibid.*, at paras. 192-225.
- ⁸ *Ibid.*, at paras. 226-245.
- ⁹ *Ibid.*, at paras. 246-276.
- ¹⁰ *Ibid.*, at paras. 280-305.
- ¹¹ *Ibid.*, at paras. 306-311.
- ¹² *Ibid.*, at paras. 312-346.
- ¹³ *Ibid.*, at paras. 347-370.
- ¹⁴ *Ibid.*, at para. 399.
- ¹⁵ Bangladesh/Myanmar, *supra* note 1, at para. 292.
- ¹⁶ Bangladesh/ India Award, *supra* note 1, at paras. 371-424.

- ¹⁷ *Ibid.*, at paras. 425-436
- ¹⁸ *Ibid.*, at para. 437.
- ¹⁹ *Ibid.*, at paras. 438-439.
- ²⁰ *Ibid.*, at paras. 440-455.
- ²¹ *Ibid.*, at paras. 456-475.
- ²² *Ibid.*, at paras. 476-478.
- ²³ *Ibid.*, at paras. 481-497.
- ²⁴ *Ibid.*, at paras. 498-508.
- ²⁵ Naomi Burke, 'Annex Vii Arbitral Tribunal Delimits Maritime Boundary between Bangladesh and India in the Bay of Bengal,' 18 *ASIL Insights*.
- ²⁶ ニカラグア・コロンビア海洋境界画定事件においてICJは向かい合う海岸の場合の200カイリ以遠の大陸棚境界画定問題に直面するだろう。ICJ. Question of the Delimitation of the Continental Shelf between Nicaragua and Colombia beyond 200 nautical miles from the Nicaraguan Coast (Nicaragua v. Colombia)
- ²⁷ D.H. Anderson, 'Bay of Bengal Maritime Boundary (Bangladesh V. India),' 109 *American Journal of International Law* (2015) 146.
- ²⁸ Marcin KaŁDuŃski, 'A Commentary on Maritime Boundary Arbitration between Bangladesh and India Concerning the Bay of Bengal,' 28 *Leiden Journal of International Law* (2015) 799, 838.
- ²⁹ *Ibid.*
- ³⁰ 隣り合う境界画定であることも強調されていた。Bangladesh/Myanmar Case, *supra* note 1, at para. 328.
- ³¹ M. C. W. Pinto, 'Article 76 of the Un Convention on the Law of the Sea and the Bay of Bengal Exception,' 3 *Asian Journal of International Law* (2013)215.
- ³² <http://uk.reuters.com/article/uk-bangladesh-india-seaborder-idUKKBN0FD15N20140708>

本稿は未定稿であり、引用はご遠慮ください。